

特記仕様書 [共通編]

- 1 本業務は、特記仕様書及び広島市調査・設計・測量業務等共通仕様書（及び別添）（令和6年9月）により施行すること。ただし、特に定めがなく、又は適用すべき基準により難しい事項については、調査職員の指示又は承諾を得ること。
- 2 業務の概要について
本業務は、都心部の主要交差点において自動車交通量調査、歩行者交通量調査及び渋滞長・滞留長調査を実施するものである。
なお、詳細については「特記仕様書 [交通量調査編]」に明示する。
- 3 現地立入り日について
本業務における立入り時期については本市調査職員と協議すること。
- 4 関係機関との協議について
本業務においては、関係機関（所轄警察署、道路管理者等）と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保するものとする。
- 5 成果品について
業務完了後、受注者は、以下の(1)から(3)の事項を記載した業務実施報告書を提出すること。
成果品は印刷物及び電子データによることとし、電子データについては、ウイルス対策ソフトによるチェックを実施した上で、電子媒体（CD-Rを原則とする）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）1部を提出すること。
 - (1) 調査状況写真
 - (2) 計測結果集計表
 - (3) その他、調査職員が指示するもの

特記仕様書 [交通量調査編]

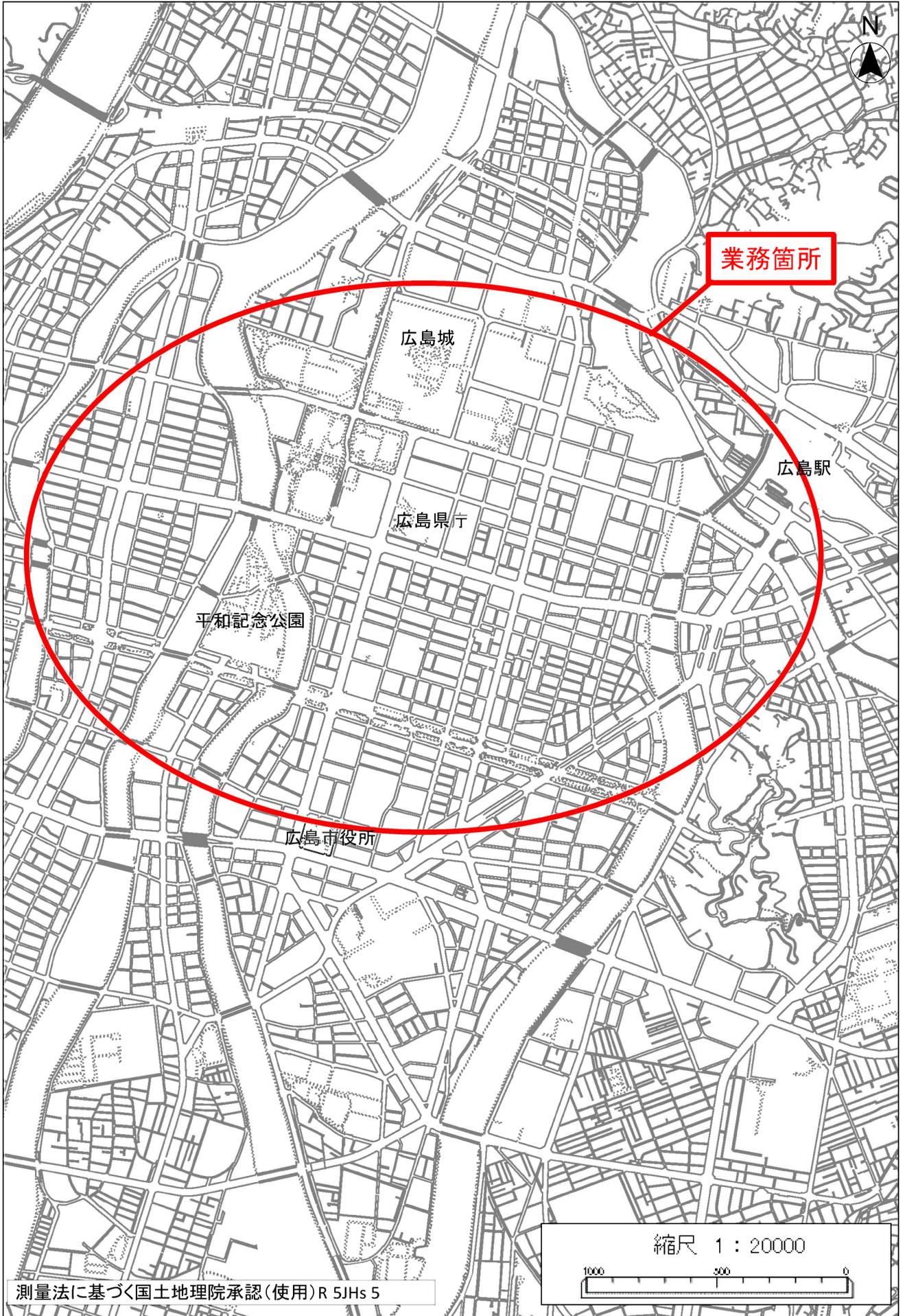
- 1 本特記仕様書は、都心部における主要交差点の交通量調査業務（7-1）のうち交通量調査に適用する。
- 2 調査内容について
本業務の調査内容は次のとおりとする。
 - (1) 自動車交通量調査
 - ① 調査地点
別添の平面図に示す箇所において調査を行う。
 - ② 調査時間帯
1 2 時間観測（午前7時～午後7時）
調査時間帯については、別途調査職員と協議の上決定するものとする。
 - ③ 調査方法
対象地点を通過する車両台数を方向別（各流入部別）、時間帯別（10分毎）、車種別（4車種+タクシー：乗用車+タクシー、バス、小型貨物車、普通貨物車）に、調査員による人手観測により計測する。
 - ④ 調査日・調査箇所
調査日は8月から9月までの間において任意の日を選定し実施するものとするが、月曜日、金曜日、土曜日、日曜日、祝祭日及びその前後の日、その他通常と異なる交通状態が予想される日は避けるものとする。
また、調査日及び詳細な調査箇所については、別途調査職員と協議の上決定するものとする。
 - (2) 歩行者交通量調査
 - ① 調査地点
別添の平面図に示す箇所において調査を行う。
 - ② 調査時間帯
1 2 時間観測（午前7時～午後7時）
調査時間帯については、別途調査職員と協議の上決定するものとする。
 - ③ 調査方法
対象地点を通行する歩行者類、自転車類を方向別（横断歩道別）、時間帯別（10分毎）に、調査員による人手観測により計測する。
 - ④ 調査日・調査箇所
自動車交通量調査と同日する。
 - (3) 渋滞長・滞留長調査
 - ① 調査地点
別添の平面図に示す箇所において調査を行う。
 - ② 調査時間帯
4 時間観測（午前7時～午後7時）のうち朝夕ピーク時各1回（2時間ずつ）
調査時間帯については、別途調査職員と協議の上決定するものとする。
 - ③ 調査方法
 - ア 渋滞長
対象地点における各車線の渋滞長を時間帯別（10分毎）に、調査員による目視により計測し、測定単位は10mとする。また、渋滞原因についても目視観測を行う。
 - イ 滞留長
対象地点における各車線の滞留長を時間帯別（10分毎）に、調査員による目視により計測し、測定単位は10mとする。
 - ④ 調査日・調査箇所
自動車交通量調査と同日する。

(4) その他

正確な調査結果が得られるように、調査地点の交通量に応じて適切な調査員数を配置すること。

また、調査については、変更、追加、削除することがある。

位置図



業務箇所

広島城

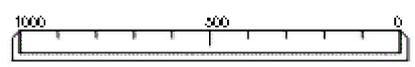
広島駅

広島県庁

平和記念公園

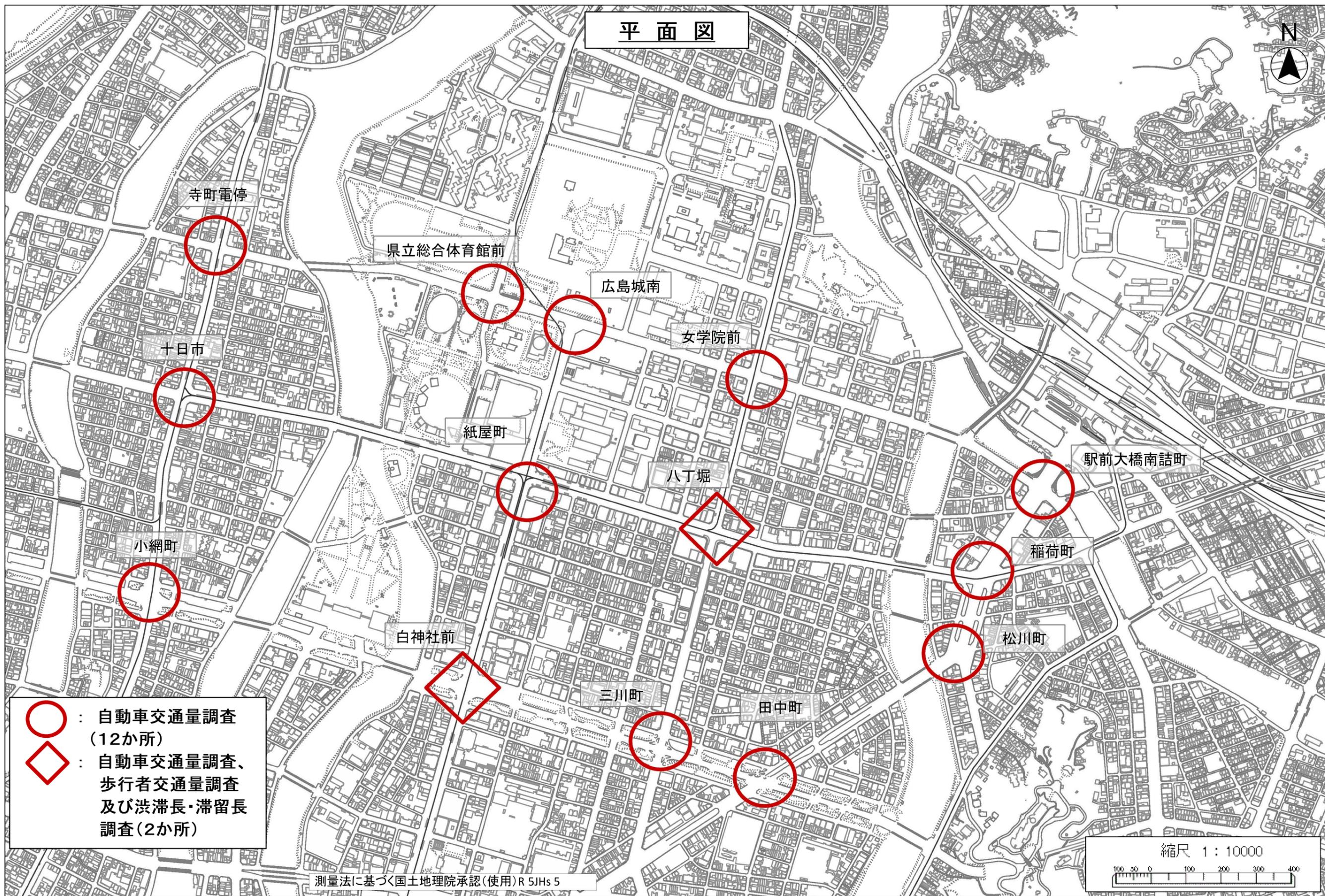
広島市役所

縮尺 1 : 20000



測量法に基づく国土地理院承認(使用)R 5JHs 5

平面図



寺町電停

県立総合体育館前

広島城南

女学院前

十日市

紙屋町

八丁堀

駅前大橋南詰町

小網町

稲荷町

白神社前

松川町

三川町

田中町

- : 自動車交通量調査 (12か所)
- ◇ : 自動車交通量調査、歩行者交通量調査及び渋滞長・滞留長調査 (2か所)

測量法に基づく国土地理院承認(使用)R 5JHs 5

縮尺 1 : 10000

